

内閣参質一〇二第五六号

昭和六十年七月十九日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣 河本敏夫

参議院議長 木村睦男殿

参議院議員喜屋武眞榮君提出那覇空港の自衛隊との共用をめぐる諸問題に関する質問に対し、
別紙答弁書を送付する。

参議院議員喜屋武眞榮君提出那覇空港の自衛隊との共用をめぐる諸問題に関する質

問に対する答弁書

一について

那覇空港の民間専用化を検討するに当たっては、同空港の離着陸処理能力に余裕があるか否かをも勘案すべきものと考ええる。

二について

編隊による離着陸の場合は、原則として離陸一回、着陸一回として離着陸回数を数えている。

三について

運輸大臣が設置又は管理している空港で自衛隊が共用しているもの（以下「自衛隊共用空港」

という。)のうち、那覇空港における自衛隊機の離着陸回数が他と比較して多いのは、那覇基地に配備されている自衛隊機数が多い等の理由によるものである。

四について

沖縄の復帰以後昭和六十年六月三十日までの間の那覇空港における自衛隊機の事故件数は四件であり、他の自衛隊共用空港における事故件数は、いずれも二件以下である。

五について

那覇空港の安全の確保については、万全を期すべく、これまで運輸省及び防衛庁は、所要の調整をしつつ、各般の施策を講じてきたところであり、同空港が自衛隊との共用によつて危険度の高い空港になつてゐるとは考えていない。

六について

現在のところ那覇空港の共用をやめる考えはないが、一般論としては、自衛隊の使用する飛

行場と民間の使用する飛行場は分離されていることが望ましいと考えており、その意味で、那覇空港についても、この問題を長期的には検討することはあり得ると考えている。